

休学手続きについて

休学を希望する場合は、指導教員と必ず面談を行ったうえで、次の手続きをしてください。

◆提出書類

- ・休学願（指導教員のサイン付き）
- ・学生の身分異動等チェックシート
- ・診断書（休学理由が「病気」の場合のみ必要）
- ・住所票

※理由欄は、「異動理由一覧」から最も近いものをひとつ選び、記入してください。

◆提出期限

前期（4月1日）から休学を希望する場合 … 2月の最終営業日まで

後期（10月1日）から休学を希望する場合 … 8月の最終営業日まで

学期途中から休学を希望する場合 … 休学を開始しようとする日の1ヶ月前まで

※上記提出期限を過ぎてしまった場合は、教務学生係まで早急に連絡をしてください。

※学期途中から休学を希望する場合は、事前に教務学生係まで連絡をしてください。

◆休学期間

休学期間は3ヶ月以上1年以内です。

休学期間開始日は「1日付」、休学期間満了日は「末日」を記入してください。

※休学期間中に、定期試験を受験することや単位を取得することはできません。

◆授業料について

休学期間中の授業料は免除されます。ただし、授業料納付期日（4月30日、10月31日）までに休学願を提出されない場合は、半期分の授業料は免除されません。

【例】

6月1日から翌年3月31日までの休学願を5月1日に提出した場合

→後期分の授業料のみ免除される（前期分は納付しなければならない）。

また、休学開始日が5月1日及び11月1日の場合は、4月及び10月の1ヶ月分の授業料納付確認後にしか休学願を受理できません。1ヶ月分の授業料振込用紙は、休学の意味を確認後、保健学研究科教務学生係で発行します。期日に余裕を持って納付を済ませることが出来るよう、早めに教務学生係へ休学の意味を伝えてください。休学願の提出が5月1日及び11月1日以降の場合は、半期分の授業料が発生してしまいますので、くれぐれもご注意ください。

◆注意事項

休学期間の途中で復学または退学する場合は、それぞれの手続きを直ちに行ってください。

休学期間満了時には、必ず復学願を提出してください。

休学を引き続き希望する場合は（休学の延長）、休学願を提出してください。この手続きを怠ると自動復学となってしまう、授業料が発生します。